

盛岡市立小・中学校 保護者 様

盛岡市教育委員会
教育長 多 田 英 史

教職員の働き方改革に係る「学校と教師の業務の3分類」の取組の推進について

このことについて、令和7年6月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、学校における働き方改革を更に加速するよう示されました。

市教育委員会では、この改正を受けて、学校における働き方改革を一層推進するため、「盛岡市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定したところです。

市内各小・中学校では、教職員一人一人が子どもたちとじっくり向き合う時間を保障し、子どもの教育の充実につなげるため、「学校と教師の業務の3分類」についての具体的な対応策を講じながら取り組んでいます。

そこで、「学校以外が担うべき業務」及び「教師以外が積極的に参画すべき業務」について、市内各校における取組の好事例を別紙のとおり取りまとめましたので、内容についてご確認いただくとともに、保護者や地域住民の皆さまの一層のご協力をお願い申し上げます。

<参考：学校と教師の業務の3分類に基づく19の取組>

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常の見守り活動 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応